

## 市立類似施設 条例 「使用料の減免」規定の運用について

### 奈良市北部会館条例

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

【減免の運用について】

北部会館市民文化ホールでは、当館の主催・共催事業の場合にのみ減免を行っている。  
貸館では、例えば福祉団体や教育団体であっても減免しない。

### 奈良市西部会館市民ホール条例

(使用料の減免)

第7条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

【減免の運用について】

西部会館市民ホールでは、当館の主催・共催事業の場合にのみ減免を行っている。

### なら100年会館条例

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

【減免の運用について】

なら100年会館では、内規(なら100年会館運用基準)により減免する場合を定めている。